

公立大学法人大分県立看護科学大学大学院特待生入学料免除規程

平成26年 4月 1日
規程第 105 号

(趣旨)

- 第1条 この規程は、公立大学法人大分県立看護科学大学大学院（以下「本学大学院」という。）における特待生の入学料免除（以下「特待生免除」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。
- 2 この特待生免除は、公立大学法人大分県立看護科学大学（以下「学部」という。）の4年次に在学する学生で、本学大学院へ進学する者のうち、学業成績及び人物ともに優秀な者に対して入学料を免除し、勉学の奨励及び人材育成に寄与することを目的とする。

(特待生免除の資格)

- 第2条 特待生免除を受けることができる者は、前条第2項に規定する者のうち、本学大学院助産学コース又は広域看護学コースへ進学する者であって、8名を上限とし、次の各号に掲げる資格を有する者とする。
- (1) 学部における1年次から3年次までの実習成績がすべてA評価であること。
- (2) 学部の1年次から3年次までの成績をGPA方式で採点した得点が2.5以上であること。
- (3) 上記の条件に該当する者が少ない場合には、学業成績及び人物等を総合的に判断して資格を有する者に加えることができる。

(特待生免除の額)

- 第3条 特待生免除の額は、本学大学院の入学料相当額とする。

(申請手続及び入学料徴収猶予)

- 第4条 特待生免除を受けようとする者は、特待生入学料免除申請書(第1号様式)により、理事長に申請しなければならない。
- 2 前項の規定により特待生免除を申請した者は、特待生免除の可否が決定するまで入学料徴収を猶予する。

(特待生免除の決定)

- 第5条 特待生免除の決定は、本学教育研究審議会（以下「審議会」という。）の審議を経て、理事長が決定する。
- 2 理事長は、前項の規定により特待生免除の可否を決定したときは、特待生入学料免除決定通知書（第2号様式）又は特待生入学料免除不承認決定通知書（第3号様式）により通知するものとする。

(決定の取消)

- 第6条 理事長は、特待生免除の決定を受けた者が、学籍を失った場合又は休学した場合においても、当該特待生免除の決定の取消は行わないものとする。

(公立大学法人大分県立看護科学大学大学院特別奨学金等との関係)

第7条 特待生免除を受けた者の公立大学法人大分県立看護科学大学大学院特別奨学金の給付申請及び公立大学法人大分県立看護科学大学大学院特待生授業料の免除申請については、これを妨げない。

(委任)

第8条 この規程に定めるほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行し、平成27年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行し、平成28年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成28年10月1日から施行し、平成29年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、平成30年10月1日から施行し、平成31年度入学者から適用する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

特待生入学料免除申請書

令和 年 月 日

公立大学法人大分県立看護科学大学大学院理事長 殿

学籍番号
氏 名

公立大学法人大分県立看護科学大学大学院特待生入学料免除規程第4条により、特待生入学料免除を申請します。

第2号様式（第5条関係）

看科大第 号
令和 年 月 日

特待生入学料免除決定通知書

学籍番号
氏名 殿

公立大学法人大分県立看護科学大学理事長

令和 年 月 日付けで申請のあった特待生授業料免除について、下記のとおり決定したので通知します。

記

特待生入学料免除額 円

第3号様式（第5条関係）

看科大第 号
令和 年 月 日

特待生入学料免除不承認通知書

学籍番号
氏名 殿

公立大学法人大分県立看護科学大学理事長

令和 年 月 日付けで申請のあった特待生入学料免除については、不承認となりましたので通知します。